

千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会 会 議 録

平成20年度 第4回

議題

- (1)(株)エコアップの安定型最終処分場の増設計画について
- (2)その他

平成20年度 第4回 廃棄物処理施設設置等専門委員会 会議録

1 日 時

平成21年3月27日(金) 10:00~12:00

2 場 所

千葉県議会棟4階第8委員会室

3 出席者

委員会：委員6名

事務局：伊藤環境対策監、井原次長

廃棄物指導課：志村課長、北田室長、笹川主幹、伊東副主幹、
吉原副主幹、阿由葉副主幹、三ヶ島主査、
渡辺主任技師、森技師

環境政策課：矢沢室長

環境研究センター：佐藤上席研究員

北総県民センター香取事務所：宮内室長

4 議 事

(1)(株)エコアップの安定型最終処分場の増設計画について

(2)その他

5 資 料

事務局配布資料(4~17ページ)

(株)エコアップに係る安定型最終処分場の増設計画について

市町村意見、利害関係者からの意見、専門委員の意見及び質問等要約、生活環境の保全上の見地からの意見に対する事業者回答書、ディーエス工業(株)に対する専門委員会委員長の意見書

(2)事業者説明資料

ア 第3回専門委員会の審議における質問、意見等に対する事業者回答書

イ 第3回専門委員会の審議における質問、意見等(追加)に対する事業者回答書

ウ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書(縦覧用)

(1)(株)エコアップの安定型最終処分場の変更(増設)計画について

<事務局説明>

事務局配布資料4～17ページについて説明

- ア 市町村意見
- イ 利害関係者からの意見
- ウ 専門委員の意見及び質問等要約
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見に対する事業者回答書
- オ ディーエス工業(株)に対する専門委員会委員長の意見書

<事業者説明>

- ア 第3回専門委員会の審議における質問、意見等に対する事業者回答書
- イ 第3回専門委員会の審議における質問、意見等(追加)に対する事業

<事業者説明後>

委員：水素イオン濃度の測定のところで、の調査対象搬入物の選定のところですが、これは3メートル四方の1ブロック、搬入されて来る運搬車からの1つの運搬車は同じということで、1つの運搬車について1つの試料を取るという理解でよろしいですか。それとも、1つの運搬車の中から3メートル四方のブロックをいくつか作ってということなのか、その点が良く解らなかったので説明願います。

事業者：大きな塊があると思うのですが、そういったものは勿論除いて、その他のものは、1台1つということではなく、それぞれについて行うということです。

委員：それぞれというのは、1つの運搬車が運び入れて持って来たものについて大体同じものだろうという理解で車1台については、1つの試料として理解するのですか。

事業者：運搬車から降ろしたものを平らにして大体3ブロックごとに、ですから例えば3メートル×9メートルならば3ブロックとなります。

委員：その場合は、検体が3つできるということですね。これは、どのくらいの頻度で行うのですか。昨日と今日では同じだろうということではあるのですか、それとも昨日と今日では違うものという精神で臨むのですか。毎回やるのですか。

事業者：毎回、実施します。

委員：はい、解りました。

委員：えん堤の安定解析についてですが、実は少し不安なところがあります。

9ページの図4-2になりますが、最小安全率を与えるクリティカルなすべり円弧はこういうものですよという、絵がありますね。すべり円の位置がAs層とNa層の境界にありますね。当然、ここにすべり円がある訳ですから、その下流側の第1えん堤のところの材料定数を入力して計算した結果が最小安全率ということになります。しかしながら、すべり円がほんの少し下側のNa層に入ったというときに、果たして安全率がどの程度になるか、この確認を少し検討していただきたいということなのです。

事業者：97ページと98ページをご覧になっていただきますと、Ns層を通る円弧を計算して、その安全率はそれぞれ今、最小安全率と呼んでいる安全率の値よりも高くなっているんで、安全と判断しています。

委員：円弧すべり解析でよく言われておりますが、安全率に粘着力の影響が大きく効きます。したがって、ここでの粘着力というのは、三軸試験のUU試験（非圧密非排水試験）から得たものだと思記する方がよろしいと思います。ただしその際、粘着力並びにせん断抵抗がいったいどんな形で評価されているのか。要するに、目視でモールの応力円を書いて、目視でされているのか、それをもうちょっと客観性の高い方法で求めているかを示された方がよろしいのかという気がします。

そこで問題として、粘着力の効果と安全率については、仮にすべり円がNa層を通過するような場合に対しても安全率であることを確認していただきたいと思います。

事業者：はい、解りました。

委員：それから、前から思っていました、72ページに土質試験結果一覧表というのがありますよね。ここに、今、申し上げましたような形でえん堤の数値、土質定数があります。気になるのは、表の中で2-1、2-2の資料番号がありますけど、この飽和度ですが、100%から92.1%です。他の場合は60%であったり、40%であったり、こんな程度のもので、何故、ここの部分だけ高い飽和度になるのか。その理由として、地下水が高いのかあるいは毛管現象で吸い上げているのか、もっと懸念されるのは、えん堤の中の廃棄物に滞水が起こって、結果的にえん堤部分の飽和度が高く、ジワジワと水が滲出しているというように考えられます。この点についてのご見解は如何ですか。

事業者：一応、えん堤はローム層の粘性土ですので、これに対して水が抜けにくいという形で飽和度が高くなっていると単純に考え、あまり深くは考えませんでした。

委員：でも、空気と接していますよね。えん堤部分に水の供給がなければ、当然含水量が下がり、含水量が下がれば飽和度は低下していく。これが、

普通ではないですか。勿論、雨が降れば、一時的に飽和度は上がります。要は、天候の変化の中で土の含む水の量、すなわち、飽和度は常に変動している、こういうことですよ。

事業者：検討して、回答したいと思います。

委員：もし仮に、廃棄物の部分に水が溜まっているときには、斜面の安定解析をするうえにおいて、水が溜まった分の水圧が円弧すべり上に作用する。これは、決して良いことではありません。斜面の安定性上、むしろ危険側に作用する訳ですから、そういう意味においても、水がどんなふうに影響して、結果として、えん堤部分の含水比と飽和度がどのようになっているのか、きちっと根拠づけておくことが重要であると考えます。

事業者：素朴な質問なのですが、えん堤に擁壁のように横穴を揉んで、それを廃棄物に溜まった水を抜くというのは、どんな考え方になるのでしょうか。良いのでしょうか、悪いのでしょうか。

委員：良いのではないのでしょうか。基本的にこれは、安定5品目ですから、水は素直に流れている訳ですよ。

事業者：勿論そうです。今のご指摘の中で、水が溜まっているのではないかという懸念があったものでお聞きしました。

委員：そのとき、先程来ご指摘のあるように、溜まった水にどのようなものが含まれているのか、水質をきちっと見極めておかないと、「はい、抜きましょう」という訳にはいきませんね。

委員：通常は横穴を掘ることはないのではないのでしょうか。もし廃棄物側に溜まった水がえん堤に影響しているというのであれば、廃棄物側で水を抜かないと、そこが弱点となって広がってしまう。十分に気を付けてやってください。

委員：擁壁のようなものを予め設けておくということが場合によっては必要となりますね。

事業者：それも一つですね。

委員：他にご意見は、ありませんか。 委員、如何ですか。

委員：特に細かな意見はないのですが、分析計画の方が・・・水質監視計画ですね。資料の薄い方の追加に対するご回答をいただいていますけれども、項目の方も、頻度の方も、十分かと思いますが、私の感想だと十分過ぎると思いますが、どのくらいまでやるのか、30年とか50年とか、やられるのですか。基本的な質問で申し訳ありませんが、いつまで続けられるのですか。

事業者：埋め立てが全部終わりますと、その上に最終覆土を被せまして、県の方にその後、水の検査データを何度か提出して、廃止届というものを提出

します。それまでの分析結果を踏まえて、県の方で判断されて、廃止されるまで観測をします。

委員：具体的には、何年くらいですか。

事業者：おおよそ、やっぱり3年以上掛かります。

委員：盛土をして3年程度、これで続けるということですね。

事業者：そういうことです。

委員：感想を言いますと、むしろ分析項目はもっと少なくともいいから、これは全国的にこうなっているのであれば仕方ありませんが、長く続けることの方が大切であるということを感じました。コメントですが、こんなに頻度をやって出る訳がないと思います。法律等で決まっていれば仕方ないのですが、それよりも項目を少なく、長くやることの方が、ずっと地元への、それこそエコアップさんが言っていたイメージアップにも大切ではないかと感じました。規則等を無視した話で申し訳ありません。

事業者：県の方とも相談して、長く続けていきたいと思います。

委員：他にありませんでしょうか。

委員：騒音については結構なのですが、薄い方の今日の配布資料の追加意見に対する回答書の5番目の委員の廃棄物の飛散に関しての5メートルで囲うということですね。さらに、その処分場の周囲に高さ1.8メートルの囲障を施すと・・・これは、多分住民には最初に目に入るものなのかなと思います。これは景観とか、どのような囲障なのでしょう。

事業者：1.8メートルの囲障が周りの住民にどのように見えるか、ということでしょうか。(はい)なるべく景観に配慮した色彩とか、そういうものを使用したいと思いますが、基本的には原野でございますので、委員も現場を見て御存知かと思いますが、当然、草も生えますので、目立たなくなってしまうのかなと思っています。極力、今の景観に配慮した囲障的な塀もありますので、そういうものを採用したいと考えております。

委員：承知しました、ありがとうございます。

委員：特に、処分場の中が見えるような、そういう塀にする・・・という工夫は、お考えになっているのでしょうか。

事業者：それは、考えていません。

委員：中で何をやっているか住民、地域の方々は気になると思うので、少しそのあたりも含めてご検討いただければと思います。最近、プラスチックで中が透けて見えるようなものもありますので、よろしくお願ひします。他に、ございませんでしょうか。

委員：景観のところですが、植栽は法面を芝で張られるということなので別個だと思いますが、上の方に灌木を植栽されるということですけど、周辺

は植栽をされるという計画はないのでしょうか。つまり、塀が1.8メートルありますよね、それから、その内側に処分場があって、その間というのはどのようになるのでしょうか。

事業者：当該地につきましては、地目上「山林」ということになります。以前にも申し上げたことがあると思いますが、この産廃施設に係る許可申請と並行して、森林法に係る林地開発という手続きがあり進めています。その中で、仕事、廃棄物の埋め立てが終わった後については、山林に復元するという誓約書を事業者が提出しています。したがって、埋め立てが終わった後は、現地は再び山林状態になるということで、そのように植栽しますので、今おっしゃった塀との間の隙間については、将来的には山林となるよう植栽するのですが、順次、現場の方では早目、早目に整備したいと考えております。

委員：はい、解りました。そうしましたら、そういうことを明確に書いていただきたい。

事業者：はい、解りました。

委員：次に、薄い資料の水質監視計画の最後のところですが、調査地点1, 2, 3というものがあり、その後でうしろに観測井を3か所、処分場下流の計4か所、それで観測井3番目は3か所、これは観測井3か所、それから処分場下流の計4か所、これはどういう場所を指しているのでしょうか。

事業者：厚い方の8ページの資料に位置を示してありますとおり（資料で位置を説明）で、調査箇所は計4か所を調査対象としています。

委員：これは、地図上でいうと下流水域の上側ということは、北西側の方から下の部分まで適当に4か所されるということですか。

事業者：現在、観測井No1、観測井No2、処分場下流については・・・

委員：承知しました、観測井3か所と下流1か所を含めた計4か所ということですか。解りました。

委員：それから、8ページの地図の中で浸透柵がありますよね、No1、No2、ここは構造上、柵になっているのですか。つまり、柵の意味ですけど、処分場の一番底盤下にありますよね。そこに柵を付けて、それから排水をできるようにしてあるのですか。

事業者：あくまでも、廃棄物に上から降った雨が絞り水として、この柵に溜まるように水質管理用の柵です。

委員：解りました、これは監視される予定はないのですか。

事業者：これについても監視いたします。これにつきましては、浸透柵No1、No2につきましては、BODとCODを毎月調査しております。

委員：先ほど委員の方からもありましたが、どうしてもこういった処分

場に雨水が入りますと放流水が溜まりますから、それは何処かへ抜けていかなければならない訳で、そういったときに、この浸透櫛の浸透水と言いますか、これが原水になりますから、その濃度と周辺の地下の観測井の水質が、対応関係がどうなっているか、といったことが重要になると思いますので、そういった対応ができるような監視をしていただきたいと思えます。ですから、そういった意味では、水質監視計画を少し見直していただき、対応ができるようにしていただきたいと思えます。

事業者：解りました。

委員：他にございませんか・・・では、私の方から何点か伺います。

最初に、A3の地図（8ページ）の地図）の観測井No2のあたりでカドミウムが一時的に高い値が出た、そのときに周辺での作業というのは、どういう状況だったのか。作業との関連なのか、それとも別のものなのか、もし別なものとした場合、それは何なのか、ということです。

事業者：平成17年度のものでして、どうだったのか良く分かりません。

委員：平成17年は、そのときはディーエス工業の持ち物であったのですね。

事業者：そうです。

委員：それでは、確認をお願いします。

それから、石灰を使って安定化させるというのは、通常よく使われますが、永久的に安定というものには繋がらないというのが、少し以前からそういう事例が出ています。水質的な安定を少し別のものも考えても良いのではないかと思います。海外の例ですと、カナダがそれで大変な思いをしています。五大湖周辺で開発された鉱山の跡ですが、40から50年経って重金属が出てきて、その対策を世界に求めて歩いたという例もあります。少し根本的に、委員のご意見を含めて技術的に別のものを考えていくのも選択肢の一つとして取り上げていただきたい。それから、エコアップは20年度からディーエス工業から引き継がれている訳ですが、以前より、事業に対して住民の方々、市町村の関連の方から色々なご意見が出されてきました。その後、この事業についてのスタンスや対策を周辺地域の方々にどのような説明をされてきたのか、このあたりのお話を聞かせていただきたい。

事業者：基本的には委員もご承知のとおり、基準上の周囲300メートル以内の居住者の承諾並びに隣接地主の同意を得たうえで許可申請することとなっているので、そういう点では条件を満たしているということになります。今、（処分場と）1キロメートルくらい離れた団地から質問が寄せられていますが、これについては専門委員会の審議途中なので、まだ回答はしてい

ませんが、今やり取りしながら進めています。それと、町に対しては、環境保全協定を東庄町とエコアップで書類の取り交わしをしています。そういった状況です。

委員：例えば、実際の現場を見ていただくような見学会のようなものを設けるとか、この事業がこの地域に対してどのような貢献をしているのか、あるいは、迷惑事業としてのみならず、これだけ地域貢献計画を持っているのか、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたい。まだ、特に今の説明ですと法的な基準のクリアーのところで終わっている。

事業者：内部の打ち合わせの中では、埋め立てが終わった後には当然さら地状態になる訳ですから、先ほど申し上げましたとおり林地開発の中で山林に復元する旨の誓約書を千葉県に提出していますが、その中で先ほど灌木を植えることを説明しましたが、灌木というのは「さつき」「つつじ」の花木類というものをイメージしてしまっていて、したがって覆土がすべて終わった後には私が伊東、伊豆の方へ行ったときに・・・・・・・・

委員：一番大きな認識のずれというのは、この事業が終了した時点のことよりも、そこに何が埋まっているかというのが地域住民の方々としては大きく心配される部分であると思うのです。そういう心配が少しでも払拭できるような、そういう事柄を企画されているかどうか。ですから、実際に事業をやっている、展開している中ですから、人がズコズコと中に入っていくことについては、安全上の問題がありますが、何らかのものを、これはこういうふうに管理しています、あるいは、こういう廃棄物が入ってきています、そういうものを地域の方々に示して、理解を得るようなことが行われるのかどうか、行われてきたのかどうか、そのあたりをお聞きしたかった。

事業者：過去にディーエス工業の時代には、特に成されていなかったようです。しかしながら、こういう時代環境もありますので、今後エコアップとして只今お話のありましたようなことを検討して準備したいと思います。

委員：最後に、追加資料の水質監視計画ですが、3段階に分けて行うこととなっていますが、何のために3段階に分けて行うのか社内的にしっかり持っていていただきたい。約3年、長くとも20から30年には及ばないだろうと思われませんが、事後の監視計画というものを見ますと委員が言われますように、こんなに多くの項目を持たずに、もう少し長くやった方が良いのではないかと。そのためには、引き続きどの項目をチェックすれば問題のものが入らないようにチェックできるのか、そういうことをしっかりと見ていただきたいと思います。pH、BOD、CODで管理をするように思われますが、特に重金属類などを監視するうえではBOD、CODの監

視というのは強くきいてこないであろう、そうなりますと pH、pH であろうならば、もうちょっとセンシティブに動く電気伝導率、酸化還元電位あたりを常にチェックしておく必要があるのかな。好気と嫌気の状態では、ものごと大分変わってきますので、そのあたりを日々の監視計画の中に入れていただくのが良いのではないかと思います。この点について、ご検討いただきたいと思います。この大きな 1, 2, 3 (資料の水質監視計画) でやれば事が済むということではなく、もうちょっと積極的にものごとを見ていただきたいと思います。

委員：最後にもう一度確認させていただきたいのですが、今日の専門委員会資料の 9 ページの別紙 4 のディーエス工業時代に話ですが、「廃棄物を圧縮するハンマーによる騒音など生活環境を脅かす何物でもなかった」という表現があります。今回、シミュレーションしていただいたのは、前回のお話でそういうことはないと確認して安心していたのですが、やはりこの一文が気になっておりました、今回のシミュレーションではバックフォードとダンプトラクターが埋立期間の騒音で、ここでいう圧縮するハンマーによる騒音というのが気になるのですが、今回の埋立処分場ではこういうことは如何でしょうか。

事業者：前回も申し上げましたが、事業者としては廃棄物をできるだけ圧縮した方が同じ容量なので良いので、ディーエス工業時代に (ここで名前を出して良いと思うのですが) 日本国土開発という会社で動圧密工法、工法については詳しく分からないのですが、振動の何かで鉄球のようなものでどんどん押し込みのやり方でやったらしい。そんなに長い期間ではなかったらしいが、あまり効果がなかったので 1 週間くらいの程度で聞いています。ですから、今回、私どもの計画では大きな振動を、大きな騒音を伴うようなものは考えておりませんので、こういったことは二度と発生しないと思います。

委員：それでは、ここに書かれているバックフォードとダンプトラクターでやるということによろしいのですね。ありがとうございました。

委員：これで大体の意見は、出揃いましたでしょうか。各委員の方、よろしいですか。では、意見も出尽くしたようですので、ここで終わりにしたいと思います。事業者の方は、ご退席をお願いします。本日は、どうも御苦勞さまでした。

事業者退席

委員：委員の皆様から何か意見がありましたら、お願いしたいと思います。

委員：pH 以上に色々と測定できると思いますが、これまで法律の強制力の

無いなかで始めることとしては、この程度でしかできないかなと思います。これだけでも、しっかりやっていただければ安定型の処分場の管理としては、変わってくるのかなと思います。私が質問した範囲では、特に意見はありません。

委員：酸化還元電位の測定や電気伝導率の測定については、如何ですか。

委員：測定はできると思いますが・・・

委員：簡易型でプローグを出すだけで、本体はそのまま使えますから。

委員：ここで言っているのは、pHも簡易型の実験室で使うようなものではなくて、ペン型のその程度のものかと思います。

委員：今日も土えん堤を含む地盤の沈下監視というものが（事業者から）計画として出てきましたが、現実的にはなかなか難しいかと思いますが、管理上の基準みたいなものはどのような設定をするのか。むしろ、これは広がりがありますから、もし出てくるならば、ちょうど犬走りの状況の中にクラックのようなものが入ってくる。むしろ、措置的な意味合いにおいて観測と併せて目視による注意深い観測も併せて実施いただけるよう、できたらお願いしたい。ただ、それがどこまで実効があがるか、今、この周辺の地盤条件が良く分からないもので分からないのですよね。そこまで我々が要求して良いものか、そんなことから事業者を前にして発言はしませんでしたけど、この場では発言させていただきました。

委員：事務局にお尋ねしたいのですが、安定型の処分場については少し構造的に問題があって見直しが行われている訳ですが、国の方の動きなりは何かお分かりでしょうか。

事務局：私どもも詳しい内容については聞いておりませんが、検討をしているという事と、検討自体がまったく新しいものではなく、今ある枠組みの中で展開検査を含めてどのようにやっていくのかという形で考えているというお話だけは聞いております。

委員：分かりました、一報としてかなり管理型に近い形の意見もありますし、と言ってそこまですると影響も大きいですし、そういった意味でご質問させていただきました。

委員：繰り返しになりますが、コメントを申し上げた背景には銚子市長の方から出ています、絶対反対ではなく、現実的な意見があったもので監視のことを思ったのですが、やはり項目を絞って、その他、今日の質問の回答の中にありましたがイメージアップのためにバケツに水を入れて10%程度の廃棄物を一日測るということで、酸であることは分かるけど、あまり意味がない、あまり効果がない。そうであれば、酸の入ったバケツに入れて、そこから重金属や有害な有機物が溶出していないかを見ていく方が実

効があると思います。特に、監視については、実効的な方向に少しでも持っていった方が望ましいと思う。

委員：何を監視すれば、何が見えてくるのか、というそのあたりの整理をして、その監視項目は毎日行う必要があるのか、トラック1台ずつやる必要があるのか、あるいは、1週間に1回で良いのか、きちっと整理した方が良いと思う。大体こんな程度で出しておけば、他のところもそんな程度だから、何となくそういうものが見える感じがする。そのあたり事務局から事業者に監視計画を出すよう指導していただきたい。如何でしょうか。

事務局：分かりました。監視計画、水質監視計画も含めまして、あらためて事業者は何をやるために、どうするのかということも含めまして検討させたいと思います。

委員：少し気になっていたのですが、県の方へ報告するのが月に1回、3か月に1回ですとか、項目によっていくつか挙げられていたのですが、例えばそういうもののデータがどうなっているのか、外から開示の希望があった場合に、どのような体制になっているのでしょうか。

事務局：情報と開示請求がありました場合には、基本的にすべて開示するという扱いになっています。

委員：ホームページ上とかは、特にあがっていないですね。こういう審議されたものの概要は、把握することができる訳ですね。中身に関しては、もし近隣の方が細かな内容を拝見したいというような場合には、県の方に来られてということになるのですか。

事務局：積極的にホームページで掲載するところまでの体制にはなっていません。住民の方々が来て見たいとおっしゃった場合には、情報公開請求の手続きになりますが、その中でどういう資料が請求していただければ、希望のものはお見せできませんと説明させていただいている。

委員：事業者は、その定期的に公開されるかもしれないという意識を持ってあたっているかどうかということは、かなり違ってくると思うんですね。計測について定期的に報告義務があると、これが皆さんの目に触れるかもしれないという緊張感のもとでやっていただいた方が良いと思いました。

事務局：中には、積極的に公表を行っている事業者もありますので、これは事業者の姿勢次第によるのですが、できればなるべく色々なものを公開するような形で指導を続けていきたいと考えております。

委員：意見も出尽くしたようですので、今後の対応について事務局から何かありますか。

事務局：今日ありましたご質問の中で、まず宿題として残っておりますのが、すべり計算のデータ整理、それと飽和度の高いデータがありますのでその

場がどうなっているのか含めて検討させる必要があると思います。次に、堀の材料をどういうものにするか、周囲の植栽をどうするのか、水質監視計画についてはかなり簡単なものしか出ていないので、もっと詳しいものを作成するよう指導したいと思います。その他、カドミの原因の検討をすること、地域のコミュニケーションの取り方、地盤沈下の監視の仕方、これらすべて維持管理計画という形で検討させることが一番良いかと思いません。それも含めまして、今回は事業者を検討させた結果を（各委員）個別に送って、そのうえでやりとりしたいと考えております。

委員：これについては、現時点では委員会を開かないで対応とのことですが・・・

事務局：意見をいただいて、その内容であまりにも根本的に、例えば飽和の問題について水の飽和度が高いという問題につきましても、再度委員の意見をいただかなければならない場合は、再度開催させていただきたいと思えます。事業者にも個別にご相談させていただいた中での意見というのは、すべて委員にお送りして、その判断というものを仰ぎたいと考えております。

委員：今、事務局からそろそろ問題が大体煮詰まってきた、後は個々の専門の委員の分野に限ることが多いだろうという判断のようですので、そういう意味で今後はご担当の分野の事柄は、それぞれの委員の方々と事務局を通してご検討をいただくということにしたいという話ですが、皆さんよろしいでしょうか。それでも、今後大きな問題が出てきた場合には、あらためて委員会を開くかどうか、検討をしたいと思います。そのようなことで、(株)エコアップの安定型最終処分場に係る変更計画については、本日は終了したいと思います。

(2) その他

委員：予定している議題は以上と聞いていますが、事務局の方から何かありますか。

事務局：専門委員会資料の18ページ、19ページについて説明、続いて平成21年度の専門委員会の開催予定について事務局の考え方を説明（計画的に6回の開催としたいこと、開催日の決定については事前に各委員の都合を聞いたうえで決定すること）

事務局：長時間の御審議、ありがとうございました。以上を持ちまして、平成20年度第4回千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会を終了致します。ありがとうございました。